

反人種主義・差別撤廃世界会議における IMADR ポジションペーパー No.1

(2000年7月5日時点)

「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する世界会議」は、人種主義とそれに関連する問題に取り組み、すべての人が十分に人権を享受し、人種、皮膚の色、門地または国民的・民族的出身に基づく差別なしに尊厳をもって生きることを保障するための措置をとる重要な機会となるであろう。

I. 世界会議の議題

会議において取り組まれるべき、そして取り組むことのできる様々な問題の中で、IMADR は以下のことが適切に取り扱われるよう提案する：

- グローバル化と人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との間の関連性
- 門地（世系）に基づく差別
- 複合差別、とりわけ人種とジェンダー(社会的性差)の間の相互連関
- 人種に基づく差別や不利益を克服する手段としてのアファーマティブ／ポジティブ・アクション（積極的差別是正措置）

■IMADR はなぜこれらのテーマを提案するのか

IMADR は、複雑な現在のグローバル化の状況とそれが人種主義及び人種差別に及ぼす影響について世界会議が適切に取り組む必要があると考える。つまり、人種差別撤廃条約のすべての実体的条項が十分に取り上げられるべきである。門地の問題は、歴史的にみても条約にある事実上他のほとんど全ての種類の差別と組み合わされてきたという事実があるにも関わらず、人種主義や差別の分析において忘れられることが往々にしてある。

人種主義と人種差別の複雑な状況は被害者に多元的に、かつより悪化させるようなやり方で、影響を及ぼしている。性差別は女性差別撤廃委員会、他の差別は人種差別撤廃委員会と、別々に取り扱われているが、共同・統一して取り組まれる必要がある。

経済のグローバル化とそれが人種主義及び人種差別に及ぼす影響は次のような傾向を伴っているのに驚かされる。つまり不公平な社会的経済的分業によって、人種差別の被害者達はその尊厳を完全に取り戻すことができなくなっているが、政府や他の公的機関はそれを是正するための努力を払わなくなっているということである。

A グローバル化が人種主義、人種差別、人種排斥および関連する不寛容に与える影響

グローバル化は単に近年の現象として見られるべきでなく、歴史的観点から考慮されるべきである。このことによって植民地時代以前のものであるが、植民地時代とその後の状況において維持され、より強められた門地に基づく差別を歴史的文脈におくことができるようになる。

さらに、こうした視点を持つことによって、先住民族、移住労働者、そしてスィンティ・ロマの人々にもたらされる人種主義的扱いに焦点を当てることも可能になる。こうした差別は歴史的な文脈の中に起源を有するものであるが、グローバル化の過程によって様々な差別や周縁化にさらに拍車がかけられたのである。

現在の事象としてのグローバル化は、周縁化されている集団がこうむっている差別、搾取、収奪を悪化させる傾向がある。グローバル化は先住民族の土地や他の資源をさらに搾取し、富める者と貧しい者のギャップを広げることになるだろう。

後者は人種差別撤廃条約に定義されている根拠に基づいて差別される集団と一致することが多い。これは古くからのものであれ最近のものであれ、多くの場所で人種主義に基づく攻撃、ヘイトクライムやネオナチ型の暴力、往々にして行政や制度上の人種主義の対象ともなる移住労働者たち、またスィンティ・ロマの人々に特に当てはまる。

グローバル化の結果、構造的暴力もまた一層悪化する傾向があり、構造調整計画（SAP）は、しばしば民族間の緊張を悪化させ、暴力に至ることもある。組織犯罪集団のグローバル化によって人身売買が増加し、またそれに付随する社会的弱者集団、特に女性や子どもに対する暴力が見られるに至っている。

現在のグローバル化の波の中で取り入れられている経済・社会政策は、アファーマティブ／ポジティブ・アクション（積極的差別是正措置）プログラムをはじめ、人権を保護し、社会正義を促進することを目的とする重要な社会的プログラムの崩壊を招いている。

全体的に見て、グローバル化と人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の間のつながりは、その複合的側面と人種的に不利な立場に置かれている集団への影響から検討される必要がある。

B 門地に基づく差別

門地に基づく差別は通常人権の議題としてあげられるということもなく、人種主義および人種差別についての議論から除外される傾向にある。したがってインドにおけるダリット差別、日本における部落差別のように、アジアの多くの国に見られる門地を理由にした人権侵害は国際社会からあまり注目されてこなかった。

この問題への関心の欠除をたやすために、世界会議は門地に基づく差別について明確な取り組みをなすべきである。アジアの諸政府は NGO との緊密な協力の下、世界会議に向けて、地域的な、また国内の準備に着手すること、そして門地に基づく差別の問題に特別な注意を払うべきである。

広範な形態の人種差別を網羅している人種差別撤廃条約をより良く履行するため、締約国はその報告の

際に、そして人種差別撤廃委員会はその審査の際に、この問題を取り扱う必要がある。

C 複合差別

人種差別撤廃委員会の「人種差別におけるジェンダーが関連する側面」に関する一般的勧告 25（2000年3月第56会期にて採択）において明確にされているように、人種差別は必ずしも女性と男性に同様に影響を与えているわけではない。一定の形態の人種差別は、武力紛争中の特定の民族グループに属する女性に対する性的暴力や、先住民族女性に対する強制不妊のように、女性に対して独特で特別な影響を与えている。

被差別集団に属する女性と、人身売買のような特定のジェンダー差別の被害者達は、同じ被差別集団の男性たちに比べて市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の行使において、より大きな不利益に苦しむことが多い。階級差別もまた人種差別およびジェンダー差別としばしば結びつき、そのことが不利な立場に置かれているグループ出身の女性に対する複合差別の状況を生み出していることを忘れるべきではない。

したがって世界会議は、複合差別の問題への意識喚起の手助けを行い、関連する国連および他の国際的機関・機構、NGO および市民社会を構成するあらゆる部門に対して、この問題に取り組むための措置をとり、問題を解決するよう奨励するべきである。

D アファーマティブ／ポジティブ・アクション

人種差別と収奪を克服するためのアファーマティブ／ポジティブ・アクション・プログラムは現在のグローバル化と民営化およびその影響の観点から、特に再考察されるべきである。グローバル化と民営化によってアファーマティブ／ポジティブ・アクション・プログラムを発展させる必要性が増した一方で、規制廃止の声が高まる中、公的機関は、こうした措置を発展させる意思を失ってきている。

アファーマティブ／ポジティブ・アクション・プログラムは現在のグローバル化と民営化に対してバランスを取るものとして考慮されるべきである。世界会議は、とりわけこうした措置が効果的に行われていない発展途上国において取り組まれるべき特別プログラムの必要性について強調すべきである。

II. 世界会議および準備過程への NGO の参加

IMADR は本会議および地域会議を含む準備過程への NGO の十分かつ意義ある参加が会議の成功への鍵であると信じる。準備委員会が設定した基準を満たす組織からの参加資格付与申請は迅速に処理されなければならない。各国政府はそのような組織の参加を拒否すべきでない。また適切な財源が NGO、とりわけ途上国の NGO の参加を促進するために割り当てられなければならない。会議およびその準備過程についての情報を NGO 間に広めることも不可欠である。

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を被っている人々自身が会議の成功に貢献する可能性を特に重要視すべきであり、彼／彼女らができるだけ広く参加できるよう奨励されるべきである。

たいていの場合、これらのグループは国内及び国際レベルにおいて資源、情報へのアクセス、意思決定過程への参加に関して他のグループよりも一層大きな困難に直面している。

それはまさに彼／彼女らが各々の社会において差別され、周縁化されているという事実のゆえである。それゆえ、国連、政府、NGO はこれらのグループの参加を促進するよう、とりわけ取り組むべきである。こうした取り組みの中には各国政府のみならず国連人権高等弁務官事務所による情報発信が含まれる。

III. 世界会議及び準備過程のための適切な財源

会議を成功させるために、人権高等弁務官事務所が実施すべき仕事を含め、準備活動および会議が実施できるよう、適切な財源が確保されるべきである。この点において各国政府は高等弁務官事務所任意基金のための通常予算に一層貢献することが奨励される。また政府および民間セクターは、NGO、とりわけ人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を被っているグループ、また発展途上国からのグループの参加を支援するため、自発的に貢献することが奨励される。

反人種主義・差別撤廃世界会議における IMADR ポジションペーパー No.2

2001年8月24日

植民地主義、奴隷制、奴隷貿易

私たちは、奴隷制、奴隷貿易やその他の形態の隷属、征服、植民地主義が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根源、原因、形態、現代的現れであるということに、政府が依然として合意に達していないことを憂慮する。公正な世界をつくるためには、まず過去の過ちを世界が認識し、認め、それに伴い過去の不正義を是正する措置をとることから始めなければならない。

過ちを認識し、認めることは犠牲者への明確な謝罪、真実の記録、正確な歴史記述、記念、そして教育的なとりくみを伴うものでなければならない。私たちは、そのようなとりくみにおいて教科書における正確な歴史記述を含む、歴史を伝える行為がもつ重要性を強調したい。

したがって、私たちは上記のような政策や慣行の犠牲者が被った被害を救済するために、補償措置を含む賠償に関して対話を開始することに賛同する。賠償は、原状回復、補償、回復、満足、および二度と繰り返さない保証という形態をとるべきである。植民地主義、奴隷制、奴隷貿易、占領、併合といった人種的・民族的優越の思想に基づく政策や慣行を追求した国家は、その行為や慣行に対し道義的、経済的、政治的、法的責任をとり、犠牲者およびその子孫に対し適切な賠償を行うべきである。

私たちは、宣言・行動計画案に盛り込まれている賠償措置についての提案をさらに討議するための対話を開始することを支持する。とくに、植民地化または征服された地域や人々から不当に奪われた美術工芸品、歴史的物品や文書の返還を含む、金銭的、非金銭的形態の賠償措置が検討されるべきである。

世系にもとづく差別

職業と世系にもとづく差別は世界中、とくにアジアやアフリカに存在し、何十億人という人々がその犠牲となっている。南アジアのカースト制度の下のダリット差別や日本の部落差別はその典型的な例である。国際社会は、この職業と世系に基づく差別の深刻さと広範さにもかかわらず、これまでこの問題に十分な注意を払ってこなかったことに鑑み、この世界会議を契機とし、この問題を解決するための具体的な取り組み

をなさなければならない。したがって国際社会は、この世界会議の準備過程の中でなされてきたとりくみ、とくにアジア太平洋地域とヨーロッパ地域の NGO フォーラム、国連人権小委員会、人種差別撤廃委員会などのとりくみを考慮しなければならない。

中でも人種差別撤廃委員会はアジア、アフリカ諸国政府報告書審査の際、職業と世系に基づく差別、とりわけカースト制度に基づく差別を審査の対象としてきたが、2001年3月、日本の部落差別がこの条約の対象になる事を確認したことに留意する必要がある。よって私たちは、世界会議が宣言および行動計画に、第10章「不利益をこうむっている集団／脆弱な集団」のもとでの独立したセクションとして以下の文言を盛り込むことを求める。

■第10章 bis 職業と世系に基づく差別

・(新109パラグラフ) 世界会議は政府に対し、職業と世系にもとづく差別を禁止し、それを救済するために、適切な形態のアファーマティブ・アクションを含むすべての必要な憲法的、法的、行政的措置をとり、またそうした措置がすべてのレベルのすべての国家機関により尊重され実施されるよう確保することを求める。

・(新130パラグラフ bis) 世界会議は職業と生計に基づく差別が、影響を受けているコミュニティの構成員の市民的・文化的・経済的・政治的・社会的権利の実現を困難にする、複雑で根深い障害を内包していること、またこの種の差別は南アジアのカースト制度にもっとも密接に関連しているものの、世界の他の地域でも見られることを認める。よって世界会議は、

a) 国連人権高等弁務官事務所が、人種差別撤廃委員会と協力して職業と世系に基づく差別の問題に関して詳細な研究を行うことを求める。

b) 関係国政府に対して職業と世系に基づく差別の対象となっているコミュニティに対する態度、またそれらコミュニティ内における態度が肯定的な方向に変容することを促進するための世論喚起と教育の取り組みを行うことを奨励する。

私たちは、世界会議 NGO フォーラムが、職業および世系に基づく差別が特定の場所、特定の慣行にとどまらず、世界中に存在し、様々な名称で呼ばれる一般的な問題であることを認識し、採択する宣言中この問題を扱った箇所において、この事実に言及することを求める。

国連、とくに人権小委員会と人種差別撤廃委員会は、職業と世系にもとづく差別に特別の考慮を払わなければならない。世系に基づく差別を抱えている関係諸国は、この差別を撤廃するために法制度の整備をいっそう促進するとともに、誠実にこれを実施しなければならない。また、私たちは、世界中のマスメディアが世系に基づく差別を重視し、継続的な報道を行うこと、さらに今後もこの差別の撤廃に向けて共に行動をとることを求める。

先住民族

先住民族は文化的・社会的アイデンティティの認知の否定、環境破壊、もともとの領土・土地基盤の崩壊の結果、差別と人種主義の犠牲となってきた。先住民族は、民族（people）としての自決権を有し、ゆえに国家は先住民族の集団的生存とすべての人権を保障する責任を負っている。

ジェンダーと人種の交差

世界会議の準備過程において人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容のジェンダーの側面を取り上げる試みが行われていることを私たちは歓迎する。

人種差別撤廃委員会が採択した、人種差別のジェンダーに関する側面についての一般的意見 25（2000年、第 56 会期において採択）において、および女性の地位委員会（第 45 会期）によって明確に述べられているように、人種差別は女性と男性に常に同様に影響するわけではない。被差別グループに属する、また人身売買などの特定のジェンダー差別の犠牲となっている女性は、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利の行使において、しばしば男性よりも大きな不利益を被っている。

私たちは国連と各国政府に対し、次のような事実がすべての社会・セクターのすべてのレベルにおいて、被差別グループの女性たちに対する公的・私的生活における暴力と人権侵害を生んでいることを認識するよう求める。すなわち、新自由主義的政策を基礎とした経済のグローバル化、構造調整プログラム、植民地主義、奴隷制、奴隷貿易の負の遺産、武力紛争、南北の経済格差、家父長制、差別的な司法制度・文化、そして人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容などである。

北京行動綱領と 2000 年北京プラス 5 の成果文書に基づき、世界会議は宣言・行動計画の中でジェンダーと人種の交差が十全に認識され取り扱われるようにさらなる行動をとるべきである。

国内レベルでは、各国政府に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対するすべてのとりくみにおいて、ジェンダーと人種の交差という視点をとりいれるよう求める。この問題にとりくむ第一歩として、被差別グループの女性たちがおかれた状況をより明確に把握する必要性にとくに留意すべきであり、このための調査・研究の実施を含むあらゆる必要な措置をとるべきである。

国連に対しては、そのすべての人権保護・促進の活動においてジェンダーと人種の交差という視点を主流化するためにあらゆる必要な措置をとることを要請する。

グローバル化と人種主義

宣言・行動計画草案中の、現在の形態のグローバル化が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に与える影響の分析は問題の深刻さを捉えるには不十分である。

規制緩和を基本とする市場経済という現在の形態のグローバル化は、周縁化されたグループへの差別、搾取、剥奪を悪化させる傾向をもっている。それは先住民族の土地と資源のさらなる搾取、貧富の格差の拡大、特定のグループの周縁化をもたらす。

こうしたグループは人種差別撤廃条約が規定する差別の犠牲となっているグループと重なる。グローバル化はまた構造的暴力を悪化させる。構造調整プログラムは、しばしば民族間の緊張を増大させ、ときに暴力的事態をもたらしてきた。組織犯罪シンジケートのグローバル化は、人身売買の増大と、それに伴って社会的に脆弱なグループ、とくに女性と子どもへの暴力を生んでいる。

経済・社会政策における規制緩和と民営化は、政府がその社会的責任を遂行する能力を弱めてきたが、その結果、積極的差別是正措置を含む人権保護と社会正義実現のための重要な社会事業が廃止されてきた。

宣言・行動計画は、グローバル化と人種主義のつながりのこうした側面を取り上げるべきである。政府はまた、貧困、低開発、周縁化、社会的排除、国内および国際的な経済的不均衡に歴史的要因があることについても合意できていない。多くの国ではこうした状況の一因として植民地支配による搾取が存在するのである。

さらに、人種差別や関連する不寛容の対象となっているグループの人権と尊厳を保障するにあたって、国際金融機関、開発機関および多国籍企業が果たすべき役割についても、宣言・行動計画には触れられていない。